

令和5年度 黒田小学校「いじめ防止基本方針」

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年6月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行うことが必要である。

全教職員が以下に示すいじめの基本認識をしっかりともち、黒田小学校の学校教育目標である『自分が好き、友だちが好き、ふるさと黒田が好き～瞳を輝かせる黒田っ子の育成～』を目標に、学校・家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」、「三重県いじめ防止基本方針」「津市いじめ防止基本方針」をもとにして、『黒田小学校いじめ防止基本方針』を定める。

【いじめの基本認識】

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

【具体的な取り組み】

I いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

1 人権教育の充実

- ・ 全教育活動を通じた人権教育の推進を人権教育推進計画のもと実施し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。
- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではないことを、子どもたちに理解させる。
- ・ 子どもたちが人に思いをはせることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 自他の良さを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。
- ・ 「いじめ」を受けていることを先生、友だち、保護者に伝えることは恥ずかしいことではないこと、「いじめ」を受けている子がいることを伝えることがその子のためになることを理解させる。

2 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力を高め、「いじめ」を未然に防止する。
- ・ いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・ 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・ 子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

3 体験教育の充実

- ・ 子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬

の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。

- ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ・異学年交流、小中連携、保幼小連携、しいのみ作業所、地域の方々等との交流を計画的に実施し、地域とのつながり、人と人のつながりを大切にする。

4 コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や他者と関わる生活体験や社会体験を取り入れる。
- ・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。
- ・児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童主体で行う。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

5 保護者や地域の方への働きかけ

- ・人権教育授業参観や保護者教育講演会の開催、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・校区人権ネットワーク研修会等で、様々な人権課題について、考える機会を設ける。
- ・個別懇談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- ・保護者会等において、子どもたちの現状や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

II いじめの早期発見について ～小さな変化に対する敏感な気づき～

1 日々の観察

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休みなどの雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がける。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる努力をし、相談しやすい環境づくりをする。

2 観察の方策

- ・子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応をする。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・グループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- ・生活アンケートを実施し、個々の実態の把握に努めるとともに対応策を考える。（年2回実施）

3 日記や連絡帳、「生活綴り方」の活用

- ・日記や連絡帳の活用、綴り方の取り組みなどによって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

4 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・専門的なカウンセラーと相談できる相談室を設け、安心して相談できるようにする。

5 調査アンケート

- ・生活アンケートはいじめ発見の手立てのひとつであると認識した上で、実態に応じて年間3回実施し、実態の早期発見に努める。

Ⅲ いじめの早期対応について ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

1 正確な実態把握

- ・当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

2 指導体制、方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ・教育委員会、関係諸機関との連絡調整を密に行う。(報告・連絡・相談の徹底)

3 発見したいじめへの組織的な対応

- ・いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ対策委員会(後述)」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、津市教育委員会と連携を図り、津警察署と相談して対処する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

4 いじめ防止のための校内組織

- ・いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ対策委員会を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。

＜校内体制＞ 校長、教頭、教務、生徒指導、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員（人権教育担当、特別支援教育担当、担任等）

5 子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

6 保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

7 いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセラー等を活用し、子どもの心のケアに努める。
- ・心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

8 実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取り組みを実施する。

9 重大事態への対処（第28条参照）

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第 28 条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又は、その設置する学校は、その事態に対処し、速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものとする規定されている。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害*1 が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間*2 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

*1 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば次のようなケースが想定される。

- ア 児童が自殺を企画した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

*2 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長の判断により迅速に調査に着手する。

- ◇ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 発生時の対応

1) 学校は、重大事が発生した場合、津市教育委員会を通じて津市長へ事態発生について報告する。

2) 重大事態への調査

①調査の趣旨及び調査主体

ア この調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の予防に資するために行う。

イ 津市教育委員会に設置された附属期間が行う。学校が調査主体となる場合であっても、津市教育委員会からの必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を求める。

②調査結果の提供及び報告（津市教育委員会からの必要な指導・支援の下で）

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報提供をする。

イ 情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮することは必要とあるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがないようにする。

10 保護者、地域等との連携、保護者の役割

- (1) いじめ防止対策推進法第 9 条では、保護者は「子の教育について第一義務的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切ないじめから保護する」ものとされている。